

別記第5号様式(第15条関係)

(注 両面印刷で使用のこと)

請 書

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 名

㊤

下記の金額及び条件により指示どおり履行します。

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 契 約 の 目 的 又 は 件 名 | 文書番号 都環公〇〇第 号 |
| 契 約 金 額 | (うち消費税及び地方消費税の額) 内訳下記のとおり |

(内 訳)

| 品名・施工内容 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 小 計 | | | | |
| 消 費 税 | | | | |
| 合 計 | | | | |

条件

- 1 履行期限又は契約期間
平成〇〇年〇月〇〇日
又は平成△△年△月△△日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
- 2 履行場所
記載例) 公益財団法人東京都環境公社総務課
墨田区江東橋4-26-5
- 3 期限の厳守
履行期限内に物品の納入又は業務の完了を厳守すること。
- 4 検査の合格
物品を納入し、業務の完了又は引渡しをするときは、公社検査員の検査に合格しなければならない。
- 5 支払条件
月末締め翌月末日までに支払う。
- 6 契約の解除
次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
(1) 8及び9以外の理由により、履行期限内に製造又は納品の完了ができないとき。
(2) 完全に契約を履行できる見込みがないとき。
- 7 契約解除に対する違約金
6に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。
- 8 履行期限の延長等
天災事変その他請負人等の責めに帰することができない理由によって、履行期限までに、完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に履行期限の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、9に定める遅延違約金を支払うこと。
- 9 履行遅延の違約金
8以外の理由によって、履行期限内に製造又は納品を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金（履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏^{じゆん}年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて得た額(100円未満の場合を除く。))を支払い、製造又は納品を完了させること。
- 10 交付原稿等
交付原稿、見本品その他貸与品等があるときは納品又は完了時に同時に返還すること。